		日	号外	ページ
三一	円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一三		三
三二 三四	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示	一四		三
三五	「政府調達に関する協定」附属書Ⅰに掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件	一四		三
三六	千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約へのブルネイ・ダルサラーム国の加入に関する件	一四		三
三七	食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件	一四		三
三八	ツバル政府に対する贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件	一四		三
三九	ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一六		二
四〇	千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約へのバヌアツ共和国の加入に関する件	二一		三
四一	千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのラオス人民民主共和国の加入に関する件	二一		三
四二	国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定へのモンテネグロの加入に関する件	二二		三
四三	千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の特許協力同盟の決定に関する通告の撤回に関する件	二二		三
四四	政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件	二一		三
四五	紛失の届出により失効した旅券の告示	二一	39	三
四六	ビサウ市小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とギニアビサウ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二七		二
四七	シンズリ道路建設計画（第三工区）のための贈与に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二七		二
	○財　務　省			
三七	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件	二		二
三八	財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件	二		二
三九	財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件	六		四
四〇―二	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	六		四
四三	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	八	29	二
四四	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	八	29	三
四五―四七	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八	29	三
四八―五四	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	八	29	三
五五―五七	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	九	30	七
五八―六〇	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	九	30	一三
六一	財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件	九	30	一四
六二	東日本大震災に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域の一部について別に定める日を指定する件	一〇	31	一三